

第1回 生駒市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和3年7月27日(火) 午後2時から
場 所	ふるさとミュージアム 多目的室
出席者	清水会長 吉岡副会長 白樫委員 松本委員 前田委員 佐々木委員 澤委員 谷猪委員 稲浦委員 伊藤委員 崎山委員 藤田委員
事務局	こども課
説明者	こども課・健康課・子育て支援総合センター(こどもサポートセンター)
会議の公開	公開
傍聴者	あり

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

- (1) 令和2年度事業実績報告について
- (2) 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の適合審査について
- (3) 令和3年度地域型保育施設整備・運営事業者及び学童保育施設整備・運営事業者の募集について

会長 議題(1)令和2年度事業報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料1説明)

会長 ただ今の説明に関して、委員の皆様からご意見やご質問はございませんか。

委員 保育園を運営していますが、コロナウィルスの影響で延長保育や地域子育て支援事業などのあらゆる数字が減少しています。園を開いたとしても利用を控える人がいますので、それは仕方ないと感じています。資料1ページの実績値について、5月1日の園児数というのは令和2年度の園児数ということでしょうか。令和2年度とするならば3月31日までの園児数を記載する必要があるのではないのでしょうか。

事務局 幼稚園の園児数の把握については、文部科学省の学校基本調査において、毎年5月1日の件数を記載しています。それに合わせている状況です。

事務局 前の年も同じく5月1日時点の数字で比較しています。

委員 これは去年度の事業の報告ですので、やはり3月末時点の数字も記載していただきたい。特に0歳児は5月から数字が増えますので、それが目安になります。今までの会議では指摘していませんでしたが。

事務局 次の報告より、3月末時点の数字を記載させていただきます。

委員 12ページの学童について、現在子どもを市内の保育園に通わせていますが、来年小学生になったら学童の利用を検討しています。小学校の空き教室を一時的に利用しているというのですが、これは学童の人数が多いからですか。

事務局 学童児数が増えている実情はございます。学童は一人当たりの面積基準が国で定められております。この基準は満たしておりますが、学童児が多い学童では、例えば悪天候の日や、違う遊び方をする時など、様々な使い方ができるフリースペースを設けている学童もあります。児童数が多い学童は運動場だけではなく、そのようなフリースペースを利活用して様々な活動をしている状況です。

委員 人数が多いということで、学童に入れないということはあるですか。

事務局 現在生駒市の場合、保育が必要な学童希望者は全入となっております。

委員 全国的にコロナで学童が混乱したというニュースがありました。学校が休校になるけれども、学童に行かざるを得ない子どもがいる中で、学童のコロナ対応について保護者も指導員も不安だったと思います。生駒市として、学童のコロナ対策で特別に何か対策等したというのはあるのでしょうか。事業報告なので数字は分かりますが、その内容の質が知りたいです。

事務局 奈良県に緊急事態宣言が出されている間は、在宅勤務や外出の自粛要請もありましたので、保護者には自宅での保育の協力をお願いした部分があります。その分の保育料は還付をさせていただきました。保育中の食事は今までのように自由な場所ではなく、場所を固定して対面せずに行い、国から衛生用品に対する補助があったので、マスクや消毒液、机なども購入させていただきました。それから、換気のために網戸を設置し、空気清浄機も設置させていただきました。

会長 他に意見等がなければ、次第(2)小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の適合審査について、に進みます。事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料2説明)

事務局 A園とB園について、要綱の別表1に記載されている決定基準を満たしているか提出された書類を確認したところ、全ての項目の書類が揃っていました。A園については保育内容について指導を受けたいとの意向を聞いておりますので、市の統一カリキュラムを示して指導をさせていただく予定です。B園については、奈良市の認可外保育施設に準ずる審査を受けているので、基準を満たしているとは思いますが、市のカリキュラムを示して確認をしていただくように指導させていただきます。

会長 ただいまの説明に関して、ご質問やご意見はございませんか。

委員 B園は市外の施設ですが、生駒市への申請は可能なのですか。

事務局 令和元年の10月から3歳児以上の保育は無償化になりました。認可外保育施設もその対象ですが、施設を持っていない園は対象外でした。そういった園にも補助、具体的には上限2万円の助成をするということを国がうちだしました。生駒市に住んでいる子どもが通っている場合は、市外の園であっても基準に適合していれば、助成ができる場合があります。

委員 例えば、奈良市に住んでいる子どもも、助成を受けているのですか。

事務局 要綱は各自治体で定めるものですが、奈良市ではまだ要綱が整っていないと聞いているので助成はされていないと考えます。

委員 生駒市だけの問題ではなく、全国的に混乱があります。例えば、A園について生駒市は認める方向で動いていますが、近隣市から来ている園児もいます。先行で生駒市が制定するならば周辺市町村も検討されるので、県内や近隣の市町村との情報交換も必要になってくると思います。難しい問題であり、慎重にしないといけないと思います。

事務局 実際に他市からも問い合わせがあり、情報交換しながら進めている状況です。

会長 小学校に進学するに際して、学校教育法に基づく幼稚園の場合は要録を小学校に送ります。ところが、無認可のところは個人情報保護の問題があるので、要録を小学校に送れません。その部分に対しては工夫が必要です。お金だけでなく、子どもが小学校に上がった時の保障も考えてあげると良いと思います。お金を補助する条件として、例えば幼稚園教育要領、保育園保育指針に基づく子どもの経験を保障することとか、小学校との連携をしっかりとすることなどをあげても良いかもしれません。書くとしたら別表1の「保育の内容の具体的なこと」の部分でしょうか。生駒市のカリキュラムに沿ってということですが、その保育の先にあるものとして、実際にできているかのチェックも必要かもしれません。その辺を位置づけることができれば、生駒市はしっかり子どもの将来に繋がることをやれていると評価されると思います。申請が出たから簡単に通すのではなく、子どもの経験を保障することに繋げることができればいいと思います。また、学校教育法や子ども子育て支援法に基づかない園だということを団体のホームページ等に明記する必要があると思います。学校教育法等に紛らわしい名称を使用しないように明文化されています。このままでは法律に違反しているとも捉えられかねないので団体に伝えてください。

事務局 ホームページやパンフレット等で、学校教育法や子ども子育て支援法に基づく施設ではないというアナウンスができるような仕組みを作るよう、お伝えします。

委員 A園とB園以外にも申請された施設はありましたか。全員が一般の保育園や幼稚園に行っていると思っていましたが、そのような園に通っていない子どもの数はどれくらいになりますか。ご家庭の教育方針があり、いろいろなお考えの保護者はもちろんおられると思いますが、いずれ義務教育に入るので、ラインは揃えてあげたいと思います。

事務局 生駒市の子ども数については市で把握しています。認可保育園や幼稚園に通っておられないお子さんたちは、県に届出をしている認可外施設に通っている方がほとんどです。ただ、A園やB園といった自治体に届出をしていない施設に通っている子どもや、市外の認可外

施設に通っている子ども、どの施設にも通っていない子どももいます。県内の認可外保育施設までは県で把握しているので、我々も調べることはできます。

委員 低年齢児については家庭の考え方もあると思うので良いと思います。ただ、来年小学校に行く子どもたちがどのような教育を受けられているのかということが気になります。幼稚園にも通っていない子どもを市で把握はできるのですか。

事務局 例えば検診などで、子どもの存在については把握しています。ただ、届出の無い施設に預けている方もいるので、把握できない場合もあるかもしれません。

委員 今まで団体に入っていた子どもは、何も小学校に情報がいかないままで進学していたのですか。

事務局 団体と学校で小学校就学前に連絡は取り合っていたと聞いていますが、書類的なものは出せていないとのことでした。ただ、学校の先生と団体は電話連絡等で連携をとっているということでした。

事務局 補足ですが、いわゆる所在不明児と呼ばれるどこの施設にも属していない子どもは全国的な問題になっています。国も毎年11月に各市町村に調査をかけています。福祉施設に通っている子どもや、県外のインターナショナルスクールに就いているケース、住所は置いたままで海外に住んでおられるケースなどがあり、ひとりずつ把握に努めています。

会長 今回、多様な集団活動の利用支援ということで、お金を出すことについてはお認めいただいてもよろしいでしょうか。議論の中にでてきた事項については、今後検討をお願いします。

委員 認定を出す上で、資料の確認は毎年されるのでしょうか。

事務局 国は毎年確認する必要はないとしていますが、逐一指導しなくてはいけない立場ですので、変更があった部分については随時提出していただきたいと考えています。

委員 賃貸借契約などの部分も更新ごとに確認する必要があると思います。良い制度ですので、補助は出しているが実績はなかったといったことが無いようにしてください。

事務局 実態の無いものに助成をすることはありません。助成については園ではなく個人に入るものですが、随時状況の把握をしていきたいと考えております。

会長 他に質問はありませんか。それでは議題（3）令和3年度地域型保育施設整備・運営事業者及び学童保育施設整備・運営事業者の募集について事務局より説明をお願いします。

事務局 まずは地域型保育施設整備・運営事業者の募集について説明をします。本市では就労家庭の増加や核家族化の進行により保育需要が増加し、保育所入所希望のご家庭が増加しております。生駒市子ども子育て支援事業計画にも示されていますが、3歳未満の待機児童が多く、この年齢を対象とした地域型保育施設を整備し、待機児童を解消する必要があります。

今年4月1日時点の待機児童は1歳児14名、2歳児が4名、3歳児1名の合計19名となっています。このことから今年度も0～2歳を対象とした地域型保育事業の公募を行う予定をしております。具体的には定員19名程度の小規模保育事業もしくは、定員5名までの家庭的保育事業の2事業者の募集を考えております。ただし、一つは必ず小規模保育事業をしていただきたいと考えております。募集要項については、今後設置されるプロポーザル審査委員会で決定されます。募集対象地区については近鉄生駒駅周辺、近鉄東生駒駅周辺、壺分小学校周辺、近鉄白庭台駅周辺が入園希望者の多い地区となっていますので、この地域を考えています。応募資格は、児童福祉法や生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、市の保育指針を順守していただくのは当然として、既存の教育保育施設と連携をしていただき、地域や保護者との信頼関係を築いていただくことも条件にあげたいと考えています。面積や施設の基準については基本的に先ほどの条例に基づくものと考えております。

続いて、学童保育施設整備・運営事業者の募集についても説明します。学童についても就労家庭や核家族の増加により保育需要が増し、入所希望が増加しています。本市では先ほど議題1で説明しましたが、保護者、学童指導員、生駒市の3者で運営する生駒市学童保育運営協議会があり、27施設の運営をしています。それらは全て市内12の小学校の敷地内で運営しています。令和元年4月1日現在の学童児童数ですが、全体で1695人でした。5年前の平成28年は1355人だったので、25%も増加しています。就労等で保育が必要な児童については全員受け入れとしていますが、学校敷地内ということもあって、これ以上施設を増やせないところもあります。また、最近はスポーツやカルチャーを学ばせたいという家庭も増えており、学童児の増加や多様な教育ニーズに応えるため、民間事業者の募集をする予定をしております。こちらでも正式に今後プロポーザル審査委員会を行います。募集地区としては鹿ノ台小学校区、真弓小学校区、あすか野小学校区、生駒台小学校区、これら学童児の多い校区を中心に公募を考えています。応募資格についてはこちら児童福祉法に規定された放課後児童健全育成事業、児童福祉法や生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例と関係法令を遵守していただくと同時に、保護者や小学校、地域との関係を築くことを条件としてあげています。

会長 ただいまの説明に関して、まずは地域型保育施設整備・運営事業者の募集についてご質問やご意見等ございませんか。

委員 地域型保育事業について、現在生駒市では何園ありますか。

事務局 小規模保育事業は6園です。

委員 小規模保育の定員が埋まっていないという話を聞いています。待機児童が19名いるということですが、2つの園を新たに作っても大丈夫なのでしょうか。定員が埋まらないと運営は困りますが、本当に園は必要ですか。待機児童は隠れた人数がいるので開設するのは良い事ですが、開設しても定員を満たせないということになれば事業者は困ります。その辺りの割り当てを市が上手くできるようにしてあげないといけないのではないのでしょうか。市の構想が気になります。他市では待機児童が思ったより少なく、園の定員を満たしていないという声も聞いているので気になりました。

事務局 言われたようなミスマッチはあります。場所によっては通いにくく、ニーズに合っていないところが出てきています。その部分については子ども子育て支援事業計画実績で申し上げたように、保育コンシェルジュが相談ののってミスマッチを防ぐように調整をしています。

後は保育士の確保ですが、保育士がいなくて受け入れができないという問題は解消できていません。その部分についても相談会やバスツアー、インターンシップの導入などで潜在保育士を活用しようと試みています。今回募集をかけたいのは希望の多い生駒駅周辺での開設です。

委員 これは事業者側からのお願いでもありますが、小規模の定員割れだけでなく、すでに地域に存在する保育園やこども園の0～2歳の定員割れについても把握しながら検討してください。

委員 厳しい意見になりますが、定員割れが起こっている状況でミスマッチと簡単に言われますが、ただ待機児童の解消を掲げるのではなく、もっと深く考える必要があるのではないですか。保育所を作るとなれば既存の園の園児が分散されてしまいます。また、全国的に保育士不足といわれているのに2園も作れるのでしょうか。トータルでの生駒市の保育事業構想をしていかないといけません。作る時だけお願いして、できてからミスマッチでしたでは済まないと思います。本当に園が足りなければ作ればよいと思いますが、今のところはまず現存の園の定員を埋める努力をしてはどうでしょうか。

委員 3月の時点で人数が12人に減っていたが現在は15名になっている。なぜ定員に満たないかを先生方と考えるが、預けやすさだけではなく保護者が何を求めているのかを考えて園をつくっていかなくてはいけないとつくづく感じています。

委員 募集対象地区と優先順位について、募集対象はそれぞれの場所ということですか。そうすると合計3箇所を園を開くと考えていいのでしょうか。

事務局 去年も同じ形で募集をしています。小規模保育事業A型は全員が保育士で、施設提案方式とは事業者が物件を探してくるものです。bの施設紹介方式は、空き家プラットフォーム事業を活用し、こちらから東生駒駅周辺にある物件を提示するというものです。この二つが小規模保育事業ということで募集をさせていただくものになります。家庭的保育事業についてですが、一事業は小規模保育事業を必ずしてほしいというものになっています。それぞれ3事業で応募があった場合は、2事業の小規模保育事業を優先で考えています。

会長 待機児童数との関係で、想定している定員が38人だとすると理解しにくい部分があります。

委員 近鉄生駒駅周辺の園に預けている人がいますが、駅周辺には公園がありません。子どもを増やすとしても、そこまで良い環境だとは思えません。入園しても満足度が低ければまた別の園にということになってしまいます。園を増やすのがいい方法かどうかを考え直すべきとも思います。

事務局 今回の公募はプロポーザル形式ということで、生駒市の方針に沿っているかどうか、提案に対して選考委員会が点数をつけていくという進め方なので、選考委員会に今の内容を伝えさせていただきます。

委員 待機児童について、市内の学校でも子どもが保育園に入れないので育児休業を延長している先生がいます。入所環境を整えるのは大切であり、家庭や職場にも関わります。ただし、

事業者の運営も考えなくてはならないということをお話を聞いて感じました。先読みや判断は難しいですが、どの地域に待機児童が発生していて、どれくらいの施設が必要なのかという実態の把握が必要なのではないかと思います。

会長 先ほどの19人の待機児童が、この必要な地域に集まっているのかとも思います。

事務局 出生数が減っているというのは実際にあります。生駒市子ども子育て支援事業計画に基づいて子どもの人数の見通しが立てられていますが、0歳児の予測数は非常に少ないです。推計値や現状を把握して保育会とも連絡を密に取り、今後について考えていかなくてはならないと思います。

事務局 待機児童のカウント数についてですが、先ほどの数字は生駒市を北中南に分けて、だいたい6、7園は自宅から通うことができるだろうということで、例えば1つの園のみ希望している場合などは待機児童にカウントしないという計算式となっています。昨年ここで諮りましたが、今は6園未満の希望の場合は実質待機には入れていません。よって、実際にはその数字の下にはたくさんの方が待機していると考えられます。どうしても車が無いので、通える園がひとつしかないというケースでも待機児童数には入っていません。生駒市ではまだ、0～2歳の潜在保育ニーズはあるのかなと思います。ただ、3歳以上の定員割れは事業者の負担になるので、その部分は増やさず、0～2歳で見込みをたてています。

委員 今の説明で安心しました。統合問題が非常に地域で気になっている部分で、市の説明を細やかに求めるものですが、地域の格差や幼稚園との連携、整合性についても検討していただけたらと思います。

会長 今出た意見を踏まえて検討していただきたいと思います。もうひとつの学童保育のほうについてはどうですか。

委員 これは民間の学童保育施設をつくるということですか。そのような施設は現在市内に存在するのでしょうか。

事務局 現在市内に6か所あります。うち5か所はこども園です。下の子を預けているので上の子も一緒にという保護者が多いです。たかやまこども園、まゆみ保育園、はな保育園、ソフィア東生駒こども園、いちぶちどり保育園、SUBARU英語教室となります。

委員 学童施設の定員にはばらつきがありますか。

事務局 定員は異なります。

会長 要綱案については審査委員会で諮るということですね。

事務局 要綱等についてはプロポーザル審査委員会で決めていただきます。

会長 それでは方向性については会議で認めていただいたということよろしいですか。これまでのところで振り返って何かあればお願いします。

委員 A園について、施設なしとはどういうことでしょうか。

事務局 滝寺公園の一部で、みどり公園課から許可をもらって活動しています。広場にビニールシートを広げて絵を書いたり、工作をしたり、川遊びしたり、保護者と山の中で過ごしたりしています。週に1回は棚田の保全活動に参加をしているとのことでした。

委員 「ようちえん」と名がついているが幼稚園ではないということですか。

事務局 幼児を預かるという形態はとっていますが、学校教育法上の幼稚園ではなく、認可外保育施設でもありません。

委員 卒園したらそのまま卒業証明もなく小学校に行くのですか。

事務局 小学校に上がる際には口頭にはなりますが連携はとっているとのことでした。

委員 資料1の13ページで、副食材費が増えているがコロナの影響ですか。

事務局 国の令和元年10月からの保育無償化がきっかけになります。国が私立の新制度未移行の幼稚園の給食費についても、3人目及び所得が基準に満たない家庭は、無償という仕組みをつくりました。よって、令和2年度から生駒市でも予算化して補助を設けたものです。そのため、数字が大きくなっています。

会長 他に無ければ、次第の4。その他ですが、何かありますか。

会長 本日の会議を終了とします。

(閉会)